

CONTENTS

- 企業法務コラム 景品表示法の広告規制について
- 顧問チャット活用事例 貸室・設備等の不具合による賃料減額
- グレイス・ニュース 700社様のご信頼をいただき、ありがとうございます

TOPICS  企業法務コラム

景品表示法の広告規制について

弁護士
戸田 晃輔



最近、消費者庁がRAIZAP株式会社に対して低価格帯のトレーニングジム「chocoZAP」に関する広告の記載について再発防止などを命じる措置命令を行ったというニュースを目にした方も多いかと思います。本コラムではこの事例をもとに景品表示法の規制について説明したいと思います。

景品表示法では「優良誤認表示」と「有利誤認表示」が規制されています。「優良誤認表示」とは、商品やサービス内容について、実際の商品やサービス、競業会社の商品やサービスより著しく優良であると誤認させる表示を意味します。つまり、同規制は商品やサービスの品質について適正に広告がなされているかに着目しています。

「有利誤認表示」とは、事業者が自己の共有する商品やサービスの価格などの取引する条件について、実際の商品やサービ

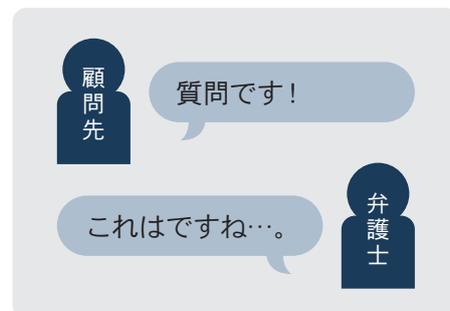
ス、競業会社の商品やサービスより著しく有利であると誤認させる表示を意味します。つまり、同規制は、商品やサービスの品質ではなく、取引条件について適正に広告がなされているかに着目しています。

「chocoZAP」の件では、ホームページにおいてサービスの種類によって実際には利用できる合計時間数があったにもかかわらず、全サービスが1日24時間のうち、いつでも又は好きな時に利用できるかのように示していたという点が優良誤認表示にあるとされています。なお、本事例ではいわゆるステルスマーケティングについても問題となっています。

広告規制は、今回ご紹介した景品表示法のほかにも留意すべき法令があります。自社の広告についてお悩みや気になることがあればいつでも弊所にご相談いただければと思います。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
57

貸室・設備等の不具合による賃料減額



相談者
X社様

当社が管理しているマンションにて、ポンプ不具合により水の供給ができなくなり、復旧までに5日かかってしまいました。借借人から賃料の減額を請求された場合、どの程度が妥当な金額になるか算出方法を教えてもらえないでしょうか。

借借人に問題がなかったのに、賃借物の一部を使用できなかった場合、使用できなかった割合に応じて賃料が減額されるとされています（民611条）。しかし、水を使えなかったことにより、実際にいくら賃料を減額すべきなのかを算定することは、容易ではありません。

そのような状況を踏まえ、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会が、「貸室・設備等の不具合による賃料減額ガイドライン」を作成しています。このガイドラインによると、水を使えない場合、賃料減額割合は、月額賃料×30%×（水が使えなかった日数－免責日数2日）÷月の日数とされています。この計算式に従えば、本件では、月額賃料5万円であれば、5万円×30%×（5日－2日）÷31日≒1,452円となります。

上記ガイドラインは、「目安を示しているものであり、必ず使用しなくてはならないものではない。」とされていますが、信頼できる団体が公表しているガイドラインであり、妥当な算定方法として、借借人の理解も得られやすいでしょう。



回答した弁護士

弁護士
杉原 悠介

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
貸室・設備等の不具合による賃料減額ガイドライン
<https://www.jpmm.jp/wp-content/uploads/2020/03/gengakuguide2.3.19.pdf>

700社様のご信頼をいただき、ありがとうございます

15年前の2009年2月に鹿児島で設立し、その年に1社様から始まった顧問先契約が、このたび700社様を超えるご指名をいただくことができました。心から感謝申し上げます。私たちはこの間、顧問先様の利益の最大化を常に追求してきました。法律の専門家としてだけでなく、信頼される身近なビジネスパートナーとして、皆さまの未来に寄り添うことが私たちの使命です。これからも知識と経験を提供し、共感と理解をもって課題に向き合い、安定と成長を支えて参ります。改めて私たちは、理念である「逃げない・成長・突破力・創造と挑戦・専門性の追求・結束力」を胸に、700社様とのお約束を守り続けることをお誓いいたします。



法務部アウトソーシング 「社外法務部」



詳細は
こちら

法務に十分な人員を充てることができない中小企業の皆様に向けて、法務部が担うべき業務をサポートします。法務担当者を雇用して正社員の人件費を負担する代わりに、「社外法務部」をご活用ください。



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4 階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27-2 階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7 階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0801 熊本市
中央区安政町 8-1-6-4 階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7 階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557